

はじめに

本校の部活動は、学校全体における教育活動の一環として、本校の伝統である文武両道の精神を重んじるとともに、文化や科学等の振興・発展を図ることを目的とし、顧問教員と生徒、又は生徒同士が互いに尊敬しあう望ましい人間関係を基盤として、生徒の自主的、自発的な活動が展開されるよう、また、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動を目指して改訂された「茨城県部活動の運営方針」〔改訂版〕(令和4年12月)に則り、以下の4点を柱として策定し、学校全体における教育活動の一環として本校教育目標の下に運営することとする。

## 1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

### (1) 適切な休養日等の設定

○平日における1日の活動時間は、原則上限2時間、休業日においては上限4時間とし、週計は12時間とする。

※大会や練習試合の当日は除く。ただし、休日に練習試合や大会等により、休日の活動時間が1日の上限を超えた場合は、他の日に休養日を振りかえる。

○週当たり2日(平日・休日各1日以上)を休養日とする。また、週末に大会等に参加した場合は、休養日をほかの日に振替えるなどの対応を図る。

○長期休業中の学校閉庁期間等を活用して、長期の休業期間(オフシーズン)を設ける。

○定期考査等の実施前の一週間を、考査対策学習期間として設定する。

○原則として朝の活動は行わない。

※猶予期間後の対応については、令和5年5月31日付け保体第383号の通知のとおりとする。

### (2) 学校単位で参加する大会等の見直し

○大会の参加は、生徒が取り組んできた成果を発揮する場であることや、保護者や地域からの期待を踏まえたうえで、勝利至上主義に陥らず、生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮する観点等から参加大会等を精選する。

○参加する大会等について、活動時間の上限を遵守し適切な休養日を確保できるよう設定する。

## 2 適切な運営のための体制整備

### (1) 望ましい運営体制の構築

○部活動は生徒の自主的・自発的な参加による活動であり、加入は任意である。

○部活動の企画・運営が生徒による主体的なものとなるよう、可能な限り生徒が自ら活動計画を立案し、運営・検証を行い、その過程で必要に応じて部顧問に技術指導等を求めるなどの運営体制を構築する。

○部顧問の決定にあたり、部活動指導員の配置状況を勘案しながら、部活動加入生徒が充実した活動ができるよう体制づくりに配慮する。

### (2) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取り組み

○部顧問に対する研修を実施し、リスクマネジメントのための専門的指導力を高め、様々な有資格者等と連携協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得たうえで指導を行う。

○気温・湿度等の環境条件に配慮し、生徒の健康管理を徹底して熱中症の未然防止に努めるとともに、万が一の緊急時対応については部員全員に周知する。(暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合は、特別の配慮を要することとし、屋外の活動は原則として行わない。)

### (3) 方針・計画・実績の公表と検証

○学校方針・年間活動計画・月間計画・月間活動実績を学校ホームページへ掲載し公表し、適切な運用をする。

## 3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

○部活動顧問は生徒が他の分野の活動や、地域での活動も含めて様々な活動を経験できるよう、配慮する。

○部活動の地域移行にむけ、外部指導者および部活動指導員の導入を行う。

## 4 学校の働き方改革をふまえた運営体制の構築

○生徒の安全確保、指導内容の充実と部活動指導業務の適正化をはかるため、部活動数を精選し、複数顧問が交代で指導にあたる環境を整える。